# 【ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方へ】

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと 納税の際に申請手続きを行うと、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の 全額が翌年の住民税から軽減される仕組みです。

(控除される金額等については、お住まいの自治体の税務担当課へお問い合わせください。)

### 【申請条件】 (以下の条件にすべて当てはまる方)

- ●確定申告をする必要がない給与所得者であること (年収2,000万円を超える所得者や、医療控除等で確定申告する場合は適用されません)
- 1 年間の寄附先が5 自治体以内であること (1つの自治体に複数回寄附を行っても1件の寄附とします)

## 【手続きの方法】

同封しております以下 2 点の書類に必要事項をご記入の上、下記連絡先まで郵送ください。(ファックス、メールでの受付不可)

- 1) 「**寄附金税額控除に係る申告特例申請書」** 裏面の記入例を参考に、必要事項をご記入ください。
- 2)「写し管理用(様式 U-2)個人番号保管票 I

別紙「個人番号 (マイナンバー) の提供について (依頼)」をお読みいただき、 個人番号確認書類 (マイナンバーカードの写し等) の提出をお願いします。

※申請書を提出後、住所等に変更が生じた場合は下記連絡先までお知らせください。

# <受付締切> 令和6年1月10日(水)必着

#### 【連絡先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局 政策企画監室 ワンストップ特例申請 担当

電話:0852-22-6063

(封筒記載例) <切り取ってご利用ください>

切手貼付

**T**690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局 政策企画監室 ふるさと島根寄附金

事務担当職員 行

親展

ワンストップ特例申請書在中